明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一一）　二
○貿易保険法施行令の一部を改正する政令（三一二）　二
○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三一三）　四
○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三一四）　六

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**七四）　七
○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（**厚生労働**一〇八）　三

〔告　示〕

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（**総務**三一六）　三七
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（**同**三一七）　三六
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（**同**三一八）　三五
○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件（**同**三一九）　三五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**三二〇）　四〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三二一）　四一
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**三二二）　四一
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**三二三）　四二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**三二四）　四二
○医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件（**厚生労働**三六二）　四三
○租税特別措置法施行規則第二十三条の十二の二第三項、第二十三条の十二の三第一項及び第二十三条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（**同**三六三）　四三

〔公　告〕

諸事項　四四

裁判所
破産、免責関係　四四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、型式適合認定、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四六
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、行旅死亡人関係　四八
会社その他　五一
会社決算公告　五一

本号で公布された法令のあらまし

◇貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一一号）（経済産業省）

貿易保険法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一九号）の施行期日は、平成二六年一〇月一日とすることとした。

◇貿易保険法施行令の一部を改正する政令（政令第三一二号）（経済産業省）

1　用語の定義
この政令において、「輸出契約」等とは、それぞれ貿易保険法（昭和二五年法律第六七号）に規定する輸出契約等とすることとした。（第一条関係）

2　輸出契約等の定義
普通貿易保険等の対象となる輸出契約等において定められていることが必要な事項を定めることとした。（第一条の二関係）

3　独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険
独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険は、輸出者が外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によって貨物を輸出することができなくなったことにより受ける損失等を保険契約で定める一定額を限度として塡補する保険等とすることとした。（第一条の三関係）

4　普通貿易保険
普通貿易保険の対象は、輸出者等が保険契約の締結後生じた外国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物等の保管又は維持に要する費用等を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失とすることとした。（第一九条関係）

5　出資外国法人等貿易保険
㈠　出資外国法人等が貨物を販売等した場合に外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によって当該貨物の代金等を回収することができないことにより受ける損失に係る出資外国法人等貿易保険の対象となる貨物は、設備（航空機及び船舶を含む。）並びに石油、可燃性天然ガス、石炭及び金属鉱物とすることとした。（第二〇条関係）